

平成17年2月1日

各位

みずほ信託銀行株式会社

オーダーメイド対応「財産承継信託」の販売開始について

～成年後見制度の相談利用に関する協定締結～

みずほ信託銀行株式会社（社長：池田輝彦）は、平成17年2月1日（火）より特約付金銭信託「財産承継信託」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

高齢化社会・核家族化の進展に伴い、資産の管理・運用及び相続に対するお客さまの関心が高まる中、みずほ信託銀行は信託銀行の機能を活用した遺言信託業務でお客さまのニーズに応えてまいりましたが、今般取扱いを開始する「財産承継信託」は、お客さまの資産の管理・運用・承継の3つのニーズにオーダーメイドで応えることのできる信託商品です。

1. 商品概要

1. 信託種類	合同運用指定金銭信託
2. 商品名	財産承継信託
3. 販売対象	個人及び法人
4. 信託期間	5年以上25年以内
5. 最低受託金額	原則として2,000万円以上
6. 信託設定方法	契約による信託設定または遺言による信託設定
7. ご利用例	お客さまご自身の亡き後、ご家族が財産管理で困らないよう遺言信託と組み合わせて、将来ご家族が定額を受給できるように管理運用する。 お客さまのご家族が障がいを持っており、契約や遺言で障がいを持つご家族の財産管理に備える。 未成年の孫が成人してから財産を使えるように、契約や遺言で、確実に財産を管理運用するとともに、孫の成人後に定期的に給付する。 お客さまご自身が万一要介護となった時のために、契約や遺言で必要な資金を管理運用する。

2. 取扱開始日

平成17年2月1日（火）

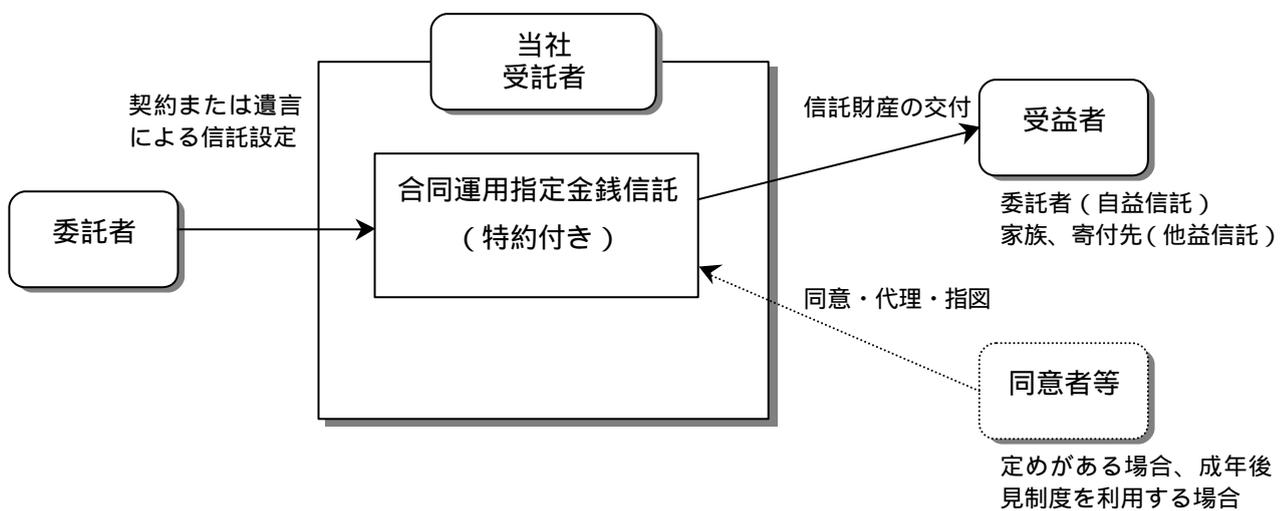
3. 社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの協定

本商品では、障がいをお持ちの方や要介護の方で法律行為の能力を有しない方が、契約の当事者となることがあるため、商品の相談を受ける過程で成年後見制度の相談を受けることが増えるものと見込まれます。

みずほ信託銀行は、平成16年12月、社団法人成年後見センター・リーガルサポート

と「成年後見人相談利用協定」を締結し、成年後見制度に関する相談に対してきめ細かい対応をしております。

4. 商品スキーム



以上